

国立大学法人富山大学特殊勤務手当支給細則

平成 17 年 10 月 1 日制定	平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 18 年 4 月 11 日改正	平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 6 月 26 日改正	平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正	平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 7 月 1 日改正	平成 22 年 12 月 1 日改正
平成 23 年 10 月 1 日改正	平成 24 年 6 月 1 日改正
平成 24 年 6 月 24 日改正	平成 24 年 7 月 18 日改正
平成 25 年 1 月 22 日改正	平成 26 年 4 月 22 日改正
平成 27 年 3 月 25 日改正	平成 29 年 6 月 27 日改正
平成 30 年 3 月 27 日改正	平成 30 年 11 月 13 日改正
令和 2 年 10 月 27 日改正	令和 4 年 3 月 22 日改正
令和 4 年 11 月 22 日改正	令和 5 年 3 月 22 日改正
令和 5 年 10 月 24 日改正	令和 6 年 3 月 26 日改正
令和 6 年 9 月 24 日改正	令和 7 年 3 月 26 日改正

(総則)

第 1 条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 15 条の規定による特殊勤務手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(高所作業手当)

第 2 条 高所作業手当は、次の表に掲げる業務に従事した場合に、同表に掲げる手当額を支給する。

業 務	手当額	備 考
地上 15 メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督の業務	1 日につき 200 円 (当該業務を地上 30 メートル以上の箇所で行った場合は 300 円)	業務に従事した時間が 1 日について 4 時間に満たない場合は 100 分の 60 を乗じて得た額

(爆発物取扱等作業手当)

第 3 条 爆発物取扱等作業手当は、直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業（圧縮機その他の高圧ガス製造機器を直接に操作して高圧ガスを製出し、容器に充てんする作業をいい、冷凍設備、自動制御装置又は遠隔操作装置によるものを含まないものとする。）に従事したときに支給する。

2 前項の手当は、専門職本給表の適用を受ける職員に支給するものとし、手当の額は作業に従事した日 1 日につき 300 円とする。ただし、作業に従事した時間が 1 日について 4 時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、180 円とする。

(航空手当)

第4条 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、気象、地象又は水象の観測又は調査に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき職員の職務の級に応じて次の表に定める額とする。ただし、一の月の総額は、同表に掲げる額に80を乗じて得た額を超えることができない。

職務の級	手当額
専門職本給表 2級以上の級 教育職本給表(一) 2級以上の級	1,900円
専門職本給表 1級 教育職本給表(一) 1級	1,200円

(放射線取扱手当)

第5条 放射線取扱手当は、次の表に掲げる業務に従事した場合に、同表に掲げる手当額を支給する。

業務の区分	手当額
1 放射線部に所属する診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくは之に準ずる業務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務	月額4,600円
2 上記に掲げる職員以外の職員が、電離放射線障害防止規則(昭和47年法律第57号)(以下「電離則」という。)第3条に定める管理区域において月の初日から末日までの間に外部放射線を被爆し、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが、電離則第8条第2項に定める測定により認められた業務	業務に従事した日 1日につき230円

- 2 前項第1号に掲げる業務に従事する職員が、出張、休職、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって業務に従事しないときは、当該月の手当は支給しない。

(異常圧力内作業手当)

第6条 異常圧力内作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

(1) 職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。

(2) 職員が海洋研究開発機構に所属する潜水調査船に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じ次の表に定める額(特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると学長が認めるものに従

事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額)

潜水深度の区分	手当額
20 メートルまで	310 円
30 メートルまで	780 円
30 メートルを超えるとき	1,500 円

(2) 前項第 2 号の作業 作業に従事した時間 1 時間につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額(潜水深度が 300 メートルを超える海中における作業に従事した場合にあっては、同表に定める額にその 100 分の 30 に相当する額を加算した額)

職務の級	手当額
専門職本給表 4 級以上の級 教育職本給表(一) 3 級以上の級	2,200 円
専門職本給表 3 級及び 2 級 教育職本給表(一) 2 級	1,700 円
専門職本給表 1 級 教育職本給表(一) 1 級	1,400 円

(山上等作業手当)

第 7 条 山上等作業手当は、職員が勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として学長が指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したときに当該作業に従事した日 1 日につき 410 円を支給する。

(教員特殊業務手当)

第 8 条 教員特殊業務手当は、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校又は附属幼稚園に所属する校長(併任を除く。)、園長(併任を除く。)、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭で職務の級が教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)の 2 級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると学長が認める程度に及ぶときに支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

- イ 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

(3) 学長が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則第 7 条に規定する休日若しくは同規則第 8 条に規定する休日(以下「休日等」という。)に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ず

る活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日等に行なうもの

2 前項の手当額は、業務に従事した日1日につき次に掲げる業務の区分に応じ、次に掲げる額とする。

(1) 前項第1号イの業務 8,000 円

(被害が特に甚大な非常災害の際に、学校の管理下において行われる学校の施設等に避難している児童生徒等の救援業務に従事した場合にあっては、当該額に100分の100に相当する額を加算した額)

(2) 前項第1号ロ及びハの業務 7,500 円

(3) 前項第2号及び第3号の業務 5,100 円

(4) 前項第4号の業務 3,600 円

(5) 前項第5号の業務 2,250 円

3 前項に関わらず、職員に対して給与規則第21条により管理職員特別勤務手当が支給されている日については支給しない。

(教育実習等指導手当)

第9条 教育実習等指導手当は、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校又は附属幼稚園に所属する校長(併任を除く)、園長(併任を除く)、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が、教育学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又は学長がこれに準ずると認める業務に従事したときに、当該業務に従事した日1日につき720円を支給する。

(教育業務連絡指導手当)

第10条 教育業務連絡指導手当は、附属小学校、附属中学校又は附属特別支援学校に所属する教諭のうち、学校教育法施行規則に基き置かれる主任等で次に掲げる職にあるものが教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たった場合に支給する。

学校名	主 任 等
附属小学校	教務主任、研究主任、教育実習主任、保健主事、生徒指導主事
附属中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任、保健主事
附属特別支援学校	教務主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任、進路指導主事、保健主事

2 前項の手当額は、業務に従事した日1日につき200円を支給する。

(極地観測手当)

第11条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定め

る額(越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 30 に相当する額を加算した額)とする。

職 務 の 級	手当額
専門職本給表 7 級以上の級 教育職本給表(一) 5 級以上の級 教育職本給表(二) 4 級 教育職本給表(三) 4 級	4,100 円
専門職本給表 6 級, 5 級及び 4 級 教育職本給表(一) 4 級及び 3 級 教育職本給表(二) 3 級及び 2 級 教育職本給表(三) 3 級及び 2 級	3,100 円
専門職本給表 3 級 教育職本給表(一) 2 級	2,400 円
専門職本給表 2 級 教育職本給表(一) 1 級	2,000 円
専門職本給表 1 級	1,900 円

(死体処理手当)

第 12 条 死体処理手当は、専門職本給表の適用を受ける職員（給与規則第 22 条に定める本給の調整額の支給を受ける職員を除く。）が次の表に掲げる作業に従事した場合に支給するものとし、手当額は作業に従事した日 1 日につき同表に定める作業の区分に応じた額とする。ただし、同一の日において第 1 号及び第 2 号の作業に従事した場合には、第 2 号の作業に係る手当は支給しない。

作 業 の 区 分	手当額
1 医学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている職員が、当該教室における死体の処理作業に従事したとき。	3,200 円
2 職員が、教育研究に必要な死体を外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。	1,000 円

(夜間看護等手当)

第 13 条 夜間看護等手当は、附属病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師（以下「助産師等」という。）が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したときに支給するものとし、手当額は当該勤務 1 回につき次の表の勤務の区分に応じた額とする。

勤 務 の 区 分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	7,300 円
深夜における勤務時間が 4 時間以上の勤務	3,550 円
深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の勤務	3,100 円

深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,150 円
---------------------	---------

- 2 前項に掲げる勤務の回数（前項の規定にかかわらず本項における勤務回数とは1日の勤務につき1回、2日にまたがる勤務（国立大学法人富山大学に勤務する変形労働時間制を適用する職員の労働時間に関する細則第2条第7号に規定するR勤務及びS勤務に限る。）は2回とする。）が一月につき10回以上となった場合、前項に定める額にその勤務の回数に応じて次の表に定める手当額を加算した額を支給する。

勤務の回数	手当額
10 回	500 円
11 回	1,000 円
12 回	1,500 円
13 回	2,000 円
14 回	2,500 円
15 回	3,000 円
16 回	3,500 円
17 回以上	4,000 円

- 3 助産師等（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び給与規則第13条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が、深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（料金等の一部又は全部を本学が負担するタクシー等を利用する以外の場合に限る。）については、当分の間、第1項の規定に関わらず同項に定める額に次の表の職員の区分に応じた手当額を加算した額を支給する。

職 員 の 区 分	手当額
通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ）が片道5キロメートル未満の職員	380 円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員	760 円
通勤距離が片道10キロメートル以上の職員	1,140 円

（夜間診療手当）

第14条 夜間診療手当は、附属病院に勤務する医師又は歯科医師で勤務時間を午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間で割り振られた者が診療等の業務に従事した場合に当該勤務1回につき18,000円を支給する。

- 2 前項の勤務において、附属病院災害・救命センターで受付を行った患者に対する救急診療に従事した場合は、従事した回数に関わらず2,500円を加算する。

（休日診療手当）

第15条 休日診療手当は、附属病院に勤務する医師又は歯科医師で勤務時間を休日及び附

属病院休診日の午前8時30分から午後5時15分までの間で割り振られた者等が診療等の業務に従事した場合に、当該勤務1回につき18,000円を支給する。

- 2 前項の勤務において、附属病院災害・救命センターで受付を行った患者に対する救急診療に従事した場合は、従事した回数に関わらず2,500円を加算する。

(夜間・休日緊急手術等手当)

第16条 夜間・休日緊急手術等手当は、附属病院に勤務する医師又は歯科医師で午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間又は休日若しくは附属病院休診日において、緊急外来、入院患者の病状急変に伴う緊急の手術等に従事した場合、原則として執刀医、補助者、麻酔医各1名に支給する。

- 2 夜間・休日緊急手術等手当の手当額は、当該手術等1回につき5,000円とし、その従事した時間の区分に応じた次の表に定める額を加算した額とする。ただし、当該手術等に従事した時間のうち給与規則第16条又は第17条の適用を受ける時間は、加算の対象となる時間から除くものとする。

従事した時間	加算額
1時間以上2時間未満	3,000円
2時間以上3時間未満	7,000円
3時間以上4時間未満	11,000円
4時間以上	15,000円

(手術の時間外・休日・深夜加算手当)

第16条の2 手術の時間外・休日・深夜加算手当は、診療報酬の算定方法による手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準に係る届出をしている診療科において、算定要件を充たす手術に従事した場合、執刀医及び手術の補助者(第一助手、第二助手、麻酔医及び臨床工学技士をいう。)に支給する。

- 2 手術の時間外・休日・深夜加算手当の手当額は次の表に定める額とする。なお、この場合の診療報酬点数は、診療報酬点数表に定める所定点数とし、審査支払機関に対し診療報酬請求を請求した時点を基準とする。

時間外手術 (平日6時～8時、18時～22時、土曜6時～22時)	手当額				
	執刀医	第一助手	第二助手	麻酔医	臨床工学技士
診療報酬点数5,000点未満	7,500円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
診療報酬点数5,000点以上10,000点未満	20,000円	7,500円	5,000円	5,000円	5,000円
診療報酬点数10,000点以上20,000点未満	35,000円	12,500円	10,000円	5,000円	5,000円

診療報酬点数 20,000 点以上 30,000 点未満	50,000 円	17,500 円	15,000 円	10,000 円	5,000 円
診療報酬点数 30,000 点以上 40,000 点未満	70,000 円	22,500 円	20,000 円	10,000 円	5,000 円
診療報酬点数 40,000 点以上	80,000 円	27,500 円	25,000 円	10,000 円	5,000 円

深夜・休日手術 深夜（0 時～6 時、 22 時～24 時） 休日（日曜・祝日 6 時～22 時）	手当額				
	執刀医	第一助手	第二助手	麻酔医	臨床工学 技士
診療報酬点数 5,000 点 未満	15,000 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円
診療報酬点数 5,000 点 以上 10,000 点未満	30,000 円	10,000 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円
診療報酬点数 10,000 点 以上 20,000 点未満	60,000 円	17,500 円	15,000 円	7,500 円	7,500 円
診療報酬点数 20,000 点 以上 30,000 点未満	90,000 円	25,000 円	22,500 円	15,000 円	7,500 円
診療報酬点数 30,000 点 以上 40,000 点未満	100,000 円	32,500 円	30,000 円	15,000 円	7,500 円
診療報酬点数 40,000 点 以上	120,000 円	40,000 円	37,500 円	15,000 円	7,500 円

（入試業務手当）

第 17 条 入試業務手当は、教育職本給表（一）、教育職本給表（二）、教育職本給表（三）又は年俸制の適用を受ける職員が次の表の選抜区分に掲げる試験において、同表に定める業務に従事した場合に支給する。

表 1（大学及び大学院入試）

選抜区分	業 務 区 分 等			手当額 （円）	単位
一般選抜	問題出題	筆記試験科目 （学部間共通科目）	主任委員	60,000	科目

・ 前期日程 ・ 後期日程 ・ 追試験 〔 前期日程 並びに 後期日程の追試験として予め募集要項等で公表して行うもの 〕			委員	40,000	
		筆記試験科目（学部間共通科目以外），小論文	主任委員	30,000	
			委員	20,000	
		実技，面接	主任委員	30,000	科目
	問題点検	筆記試験科目（学部間共通科目）	委員	10,000	科目
		筆記試験科目（小論文等を含む。）	委員	5,000	
	採点	筆記試験科目	委員	15,000	科目
		実技，面接	委員	5,000	
	電算処理	データチェック	電算処理専門委員	15,000	回
	学校推薦型選抜等特別選抜 ・ 総合型選抜 ・ 学校推薦型選抜 ・ 帰国子女特別選抜 ・ 社会人特別選抜 ・ 私費外国人留学生特別選抜	問題出題	筆記試験科目（小論文等を含む。）	主任委員	15,000
委員				10,000	
実技，面接			主任委員	5,000	
大学院入試		採点	筆記試験科目	委員	5,000
編入学入試		実技，面接	委員	3,000	

※ 問題出題において異なる選抜区分であっても、同一日程で同一試験問題を出題する場合は、1科目として取り扱う。また、採点においても同一の実施形態で行う場合は、1科目として取り扱う。

表2（附属中学校，附属小学校，附属特別支援学校及び附属幼稚園入試）

選抜区分	業務区分	手当額（円）
附属中学校	問題作成，点検，採点	25,000
	問題点検，採点	10,000
附属小学校	問題作成，点検，採点	15,000
附属特別支援学校		10,000
附属幼稚園		10,000

(新生児担当医手当)

第 19 条 新生児担当医手当は、N I C U に勤務する医師が新生児を担当する場合、新生児 1 人の入院につき 5,000 円を支給する。

2 前項の手当を支給される医師は、新生児 1 人の入院につき 2 名までとする。

(分娩手当)

第 19 条の 2 分娩手当は、附属病院に勤務する医師（産科医に限る。以下この条において「医師」という。）及び助産師が、分娩業務に従事した場合、分娩 1 件につき、次のとおり支給する。

(1) 医師 10,000 円

(2) 助産師 2,000 円

2 前項第 1 号の手当を支給される医師は、3 名までとする。

3 第 1 項第 2 号の手当を支給される助産師は、1 名とする。

(手術看護業務手当)

第 19 条の 3 手術看護業務手当は、附属病院手術部における看護業務を命ぜられている看護師が、手術看護業務に従事した場合、月額 15,000 円を支給する。

2 前項に掲げる業務に従事する職員が、出張、休職、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって業務に従事しないときは、当該月の手当は支給しない。

(オンコール手当)

第 19 条の 4 オンコール手当は、次の各号に掲げる職員が、午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分までの間又は休日若しくは附属病院休診日において緊急外来、入院患者の病状急変に伴う診療等の業務のために待機を命じられた場合に支給する。

(1) 附属病院に勤務する医師又は歯科医師

(2) 附属病院に勤務する診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は看護師

2 オンコール手当の額は、待機 1 回につき、前項第 1 号の職員にあっては 5,000 円、同項第 2 号の職員にあっては 2,000 円とする。

(救急勤務医手当)

第 19 条の 5 救急勤務医手当は、附属病院において予め救急での勤務を割り振られた医師（臨床研修医を含む。）が、割り振られた勤務時間帯に救急診療に従事した場合に支給する。

2 前項の手当額は、当該勤務 1 回につき次の区分に応じた額とする。

3 救急医学講座又は災害・救命センター配置（専任）の医師には、第 1 項にかかわらず午前 8 時から午後 4 時の勤務時間帯に従事した場合は支給しない。

勤務時間帯	手当額
午後 5:00～翌日午前 8:00	20,000 円

午前 8:00～午後 4:00	10,000 円
午後 4:00～翌日午前 0:00	10,000 円
午前 0:00～午前 8:00	10,000 円
午後 3:15 ～翌日午前 0:00	5,000 円
午前 8:30～午後 5:15（休日に限る。）	5,000 円

（技術部門長手当）

第 19 条の 6 技術部門長手当は、研究推進機構研究推進技術本部部門長業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当額は、月額 20,000 円とする。

3 第 1 項に掲げる業務に従事する職員が、出張、休職、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって業務に従事しないときは、当該月の手当は支給しない。

（特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿）

第 20 条 学長は、別に定める様式の特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

（作業日数等の計算方法）

第 21 条 作業日数は暦日によって計算する。

2 一給与期間の航空手当及び異常圧力内作業手当の額を算定する場合において、当該期間における作業に従事した合計時間に 10 分に満たない端数があるとき又は当該合計時間が 10 分に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を 10 分に切り上げる。

（雑則）

第 22 条 この細則に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 7 月 11 日から施行し、平成 18 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 6 月 26 日から施行し、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条の新生児担当医手当は、国庫補助事業「新生児科担当医確保支援事業」の補助金の交付期間中支給するものとする。

附 則

この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行し、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 15 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の規定は、平成 23 年 8 月 12 日から適用する。
- 2 第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項及び第 19 条の 2 に規定する手当は、国庫補助事業による「富山県休日・夜間救急勤務医確保事業補助金」及び「富山県産科医等確保支援事業補助金」の交付期間中支給するものとする。

附 則

この細則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 22 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 23 年 10 月 1 日施行附則第 2 項を次のように改める。

第 19 条の 2 に規定する手当は、国庫補助事業による「富山県産科医等確保支援事業補助金」の交付期間中支給するものとする。

附 則

この細則は、平成 27 年 3 月 25 日から施行し、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 3 月 27 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 30 年 11 月 13 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 2 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日に人間発達科学部に在学する者が当該学部で在学しなくなるまでの間、この細則中「教育学部」とあるのは「人間発達科学部又は教育学部」と読み替えるものとする。

附 則

この細則は、令和 4 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 第16条の2に規定する手術の時間外・休日・深夜加算手当は、診療報酬上の手術の休日加算1，時間外加算1及び深夜加算1が認められる期間に限り支給する。
- 3 第16条の2に規定する，手術の休日加算1，時間外加算1及び深夜加算1の加算割合が変更された場合は，手当額を見直すものとする。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。